

別記第一 (第四十条関係) (令二農水令八三・全改)

(表五)

漁業監督官 (漁業監督官) の証書	
第 号	年 月 日 口 分
官 職	生 氏 年 月 日 名
写 真	

(表五)

漁業法 (抄)	
第百二十八条	漁林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の施行に關する事務をつかさどらせる。
2	漁業監督官の職務は、つぎの重要な事項は、成令で定める。
3	漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があるとき、漁獲、船舶、車乗場、事務所、倉庫その他の場所を、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に對し質問をすることが出来る。
4	漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証書を携帯し、異水があるときはこれを提示しなければならない。
5	漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその責の重なる勤務地を管轄する地方裁判所に對する検察官の職務に充當せしめられたるものは、漁業に關する罪に關し、刑事訴訟法、昭和二十二年法律第三十(一)の規定による司法警察官として職務を行う。
第百九十条	次の各号のいずれがに該当する者は、六十以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。
一	第三(轉)
四	第百二十九条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒否、妨げ、若しくは怠慢し、又はその質問に對し答弁せず、若しくは虚偽の供述をした者。
五	五十七(略)

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。